

水戸市立三の丸小学校 部活動活動方針

令和5年5月

〈策定の趣旨〉

国が策定したガイドライン・茨城県教育委員会が示した活動方針・水戸市部活動の活動方針（改訂版）を踏まえ、本校の実態に即した活動方針を定める。

〈活動方針〉

学校教育の一環として行われる部活動は、児童の自主的・自発的な参加によって行われる活動である。部活動で育成する力を教職員が共通理解し、豊かな学校生活の中で組織的・計画的に行われる教育活動である。育成する力とは、学校生活の充実・好ましい人間関係の構築・豊かな人間性・自己肯定感、責任感、連帯感の涵養・規範意識の高揚・学習意欲の向上等であり、競技会やコンクールにおける上位入賞や勝利至上主義ではない。

1 活動時間・休養日

(1)活動時間は平日 2時間を上限、休業日は 3時間を上限とする。

(2)休養日は週当たり2日以上とする。

(週末に大会参加等で活動した場合は他の休日に振り替える。)

2 完全休養期間

(1)夏季休業中 学校閉庁日

(2)冬季休業中 学校閉庁日及び年末年始休業日

3 活動計画について

年間活動計画を作成し、教職員・児童・保護者が共通理解できるようにする。

月別活動計画を作成し、事前に各家庭・児童・教職員に配布して共通理解を図る。

※活動計画については、学校のホームページ上にも掲載する。

4 顧問(指導者)について

児童の活動時間には、必ず顧問が指導・看護等に当たり、児童の健康管理や効率的な活動の指示等を行うものとする。顧問が不在の場合には、活動は行わない。

5 熱中症対応について

気象庁の高温注意情報等の情報に留意し、児童の健康管理を徹底するとともに、症状が見られた場合は、病院への搬送を含み早期の対応を徹底する。

6 活動時間及び保護者の送迎について

平日の活動時間については、17時までとし、片付け後保護者の送迎とする。

2022.5 制定

2023.3 改訂